

京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第1項に基づき文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に資するため、京丹後市文化財保存活用地域計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 認定文化財保存活用地域計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内に存する文化財の所有者
- (2) 学識経験者
- (3) 商工関係団体の関係者
- (4) 観光関係団体の関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会の設置)

第7条 協議会は、文化財保存活用地域計画の作成及び変更における文化財の保存に関する事項及び文化財の活用に関する事項の検討並びに認定文化財保存活用地域計画に基づく施策の推進及び事業の実施に関する検証を詳細かつ迅速に行うため、分科会を設けることができる。

2 分科会は、協議会の委員のうちから会長が選任する者をもって組織する。

3 分科会に座長及び副座長各1人を置き、分科会の委員の互選により決定する。

4 座長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 分科会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

7 座長は、必要があると認めるときは、専門的知見を有する者を会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

8 座長は、検討を終えたときは、速やかにその結果を協議会へ報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局文化財保存活用課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月3日から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 第3条第2項に規定する委員をもって組織される協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の廃止)

3 京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱（令和3年京丹後市教育委員会告示第23号）は、廃止する。